



No. 126

ティークレイク

## Tea Break

義務研修について

「はっきり言って、私はこの義務研修制度は屈辱だと思っています。」

某会議における、ベテランの某会員の言葉である。

私も、まったく同感であった。四月から始まるいわゆる「義務研修（継続研修）」制度、すなわち少人数クラス形式の討論を通じた倫理研修をはじめとして、インターネットを利用したeラーニング、講義形式の座学（スクーリング）を通して行なわれる実務研修を、五年間で70時間履修しなければならないという、制度の概要が報告された会議の第一回目であったと記憶している。

我々はプロである。つまり弁理士法によって弁理士に認められている専権業務を依頼人に提供することで、その対価、報酬を依頼人から頂戴しているのである。しかもそのことが法律で独占的に認められているのである。したがってこの意味で、弁理士は保護された職業・資格である。

このようないわば「保護された職業・資格」が認められているのは何故か。それは個々の弁理士が、依頼人の要求に対して十分に応えるための知識、実務能力を保有しているはずであり、またそのような知識、実務能力を維持する為に、不断の努力、研鑽を行うはずである、という当然の前提に立っているからである。

このように本来当たり前の上の事に成り立っているはずの我々弁理士に対して、生涯にわたって義務研修を受けなければならないという義務研修制度が四月から開始されるのである。それほどまでに我々は信用されていないのか。義務研修を履修しないと、弁理士としてやっていくだけの能力が認められないのか。これは我々の資格に対する屈辱以外の何物でもないと考えるのが普通ではないだろうか。

たしかに近年、幾つかの資格業において、本来務めなければならない業務を履行しなかったり、守らなければならない倫理を逸脱したり、あるいは法律に則って遂行しなければならない職務を実行しないことで、世間の信

用を失い、資格自体に対する見直しや、研修制度の義務化、拡充が強いられている。今回の義務研修制度の導入は、そのような時の流れもあったのかも知れない。あるいはまた我々の世界においても、程度の差こそあれ同種のトラブルがあったのかも知れない。もちろんそのような信頼を毀損する事件を起こす者は、全ての資格業においてもそうだが、会員のごく一部である。しかしながら大凡、「保護された職業・資格」において、一部にでもそのような事件があったときには、資格全体に対して風当たりが強くなってしまふ。これも当然の事である。「～士」と名のつく資格者に対しては、相応の信頼を世間の人は持っており、依頼された業務を正しく履行しなかったり、倫理を逸脱すると、その信頼を大きく損ねる。そしてそれは原因となった事件の当事者のみならず、資格全体に対しても及んでしまうのである。考えてみれば怖いことである。

さてここで会員各位におかれては、これまでの自分の仕事ぶり、過去の処理についてどうだったかについて、今一度考えていただきたい。たとえば頻繁な法改正に逐次適切に対応して正しく処理していたか。期限に追われて精査、推敲がつい疎かになっていなかったか。眼前の利益に流され過ぎたことはなかったか。そうして依頼人の信頼に十分応えていたか。私は、先ほど義務研修制度は屈辱だと思ふと言った。しかしそのように感じる私でも、正直言って過去の自分の仕事を振り返った時、全て自信を持って、依頼人の信頼に十分応えていたかどうかについては、一抹の懸念が払拭できない。したがって、そのようないわば一種の自家撞着に陥ってしまった自分がいるのも事実である。

かかる状態から脱却するには、月並みだが、この義務研修制度の導入を奇貨として、自分の弁理士としての能力を再構築するしか手はなさそうである。つまり義務研修を「義務」として受講するのではなく、弁理士業務遂行能力の再構築のための「ツール」として利用するという姿勢で取り組むしか方法はなさそうなのである。

(vicarious)